

# 福岡県公報

平成21年7月22日  
第2993号

## 目次

告示(第1191号 - 第1194号)

都市計画事業の事業計画に変更の認可	(下水道課)	.....	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	1
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	1
保安林の所在場所等	(森林保全課)	.....	2

## 告示

福岡県告示第1191号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成20年7月福岡県告示第1078号北九州都市計画下水道事業北九州公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年7月22日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 施行者の名称  
北九州市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
北九州都市計画下水道事業北九州公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和32年9月6日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地  
(1) 収用の部分

平成20年福岡県告示第1078号の事業地のうち次の区域を削る。

北九州市門司区小森江一丁目及び二ツ松町の各丁目の一部。

北九州市八幡東区枝光二丁目及び枝光四丁目の各丁目の一部。

北九州市若松区修多羅一丁目及び白山一丁目の各丁目の一部。

平成20年福岡県告示第1078号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する。

北九州市門司区東港町、片上海岸及び葛葉三丁目の各丁目の一部。

北九州市八幡東区山王一丁目及び中央三丁目の各丁目の一部。

北九州市八幡西区洞北町、夕原町、本城東一丁目及び本城五丁目の各丁目の一部。

(2) 使用の部分 なし

福岡県告示第1192号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成21年7月22日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島郡志摩町大字芥屋字芥屋180番9、180番12、180番14及び180番15
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市南区長丘五丁目5番22号  
戸崎 瑛臣

福岡県告示第1193号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年7月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年7月22日

## 福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	若宮 玄海線	宮若市山口1304番5先から 宮若市山口639番1先まで

福岡県告示第1194号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定を  
するので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告  
示する。

平成21年7月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川鑑畑字地形510・511（以上2筆について次の図に示す部分に限  
る。）、字木下512（次の図に示す部分に限る。）、犀川上高屋字畑ノ上1920、1918  
・1919・1923（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、犀川木井馬場字ヤシ  
キ田ノ上1884の2、1884の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字地形510・511・字木下512・字畑ノ上1918から1920まで・1923・字ヤシキ田  
ノ上1884の1・1884の2（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市  
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水  
産部森林保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）